

澳門（マカオ）行政手続法（1994年）(2)

上 杉 信 敬

目 次

1. はじめに—行政手続法の内容の概要
2. 行政手続法条文
 - (1) 前 文
 - (2) 第1部分 一般原則
 - (3) 第2部分 主体（以上，前号）
 - (4) 第3部分 行政手続（以下，本号）
 - (5) 第4部分 行政活動

第3部分 行政手続

第1章 一般原則

第54条 発起

行政手続は行政当局が主導的に推し進めるか、もしくは利害関係人の申請で推し進めなければならない。

第55条 利害関係人への告知

1. 行政当局が主導的に手続を推し進める時は、その手続で行う行為が何人かの権利もしくは法律で保護された利益に損害を与える可能性があり、さらにただちに姓名が判明できれば、当該手続を推し進めることをその者に告知しなければならない。
2. 法律が前項の規定する告知を免除するか、もしくは当該告知が法により機密事項もしくは秘密事項と定められたものの機密性や秘密性に損害

を与え得、又は当該告知がある措置の適時の採用もしくは当該手続が措置の適時の採用もしくは進行に損害を与え得るならば、当該告知をする必要はない。

3. 告知の時に手続を推し進めることを命ずる部署、手続の開始日、手続を進める部門と手続の目的を指摘し、さらに各利害関係者が第89条の規定にもとづき申請する聴聞を明記しなければならない。

第56条 行政当局の権限

手続は利害関係人が主導的に提起するにしても、行政機関は予審のために適当と考える措置を、それが当該措置は利害関係者が申請もしくは回答の中で述べた事項でなくても、採ることができる、公共の利益にもとづき、行政機関は請求してない事も、もしくは請求した事の範囲よりも広範な事にも、決定をすることができる。

第57条 敏速の義務

行政機関は、手続が迅速で有効に進行するような措置をとらなければならない、そのために手続と一切無関係もしくは進行を遅延させる事柄を拒否もしくは避け、さらに手続の継続及び公正かつ適時の決定に必要な一切の事柄を命令し、促進しなければならない。

第58条 手続完成の一般期間

1. 手続は90日の期間内に完成しなければならない、ただし法律が別に期間を定めるか、もしくは特別な事情により別の期間を定めた時は、この限りではない。
2. 前項で言う期間を遵守しないで責任を負うべき機関は、当該期間終了後10日以内に直接上級の機関もしくは権限を有する合議機関に合理的な解釈をしなければならない。

第59条 利害関係人の一般義務

1. 利害関係人は違法な要求を提出せず、真相と符合しない事実を陳述せず、かつ純粹に遅延させる措置をとるよう申請しない、義務を有する。
2. 利害関係人はさらに事実を適当に明らかにしかつ真相をはっきりさせ

るために協力する義務を有する。

第2章 資料権

第60条 利害関係人の資料権

1. 私人が要求すれば、行政当局が提供し、直接に利害関係のある手続で進行する情況の資料を求める権利があり、かつ当該手続でなす確定的決定を知る権利を有する。
2. 提供すべき資料とは、公文書が所在する部門、すでになした行為と措置、利害関係人が補正すべき欠陥、すでになした決定及び要求する資料、を含む。
3. 次に列挙する手続上の文書あるいは資料と関係する資料は提供することはできない、
 - a) 法により国家機密とされたもしくは秘密の手続上の文書もしくは資料とされたもの、さらに当該評定を権限を有する部署がいまだ撤廃していない場合、
 - b) ある手続上の文書もしくは資料が、利害関係人が知っているものに影響を与えることがその手続の主要目的であるか、又は重要な公共の利益もしくは他人の基本的権利に損害を与える場合。
4. 本条の規定に基づいて要求する資料は、遅くとも10日の期間内に提供しなければならない。
5. 資料を提供することを拒絶する時は、理由を説明しなければならない、利害関係人がその拒絶を書面でするよう要求するならば、書面で行わなければならない。

第61条 公文書の閲覧及び証明の発行

利害関係人は秘密文書でない公文書を閲覧し、納付すべき金額の貸付を求める権利を有し、証明証の発行を得ることや、公文書に認証されたコピーをつくるようにする権利を有する。

第62条 指示の決定をしないことの証明

文書での指示の有無にかかわらず、権限を有する公務員は申請を提出してから10日の期間内に、利害関係人に証明、複製本もしくは認証ずみの声明書を発行しなければならない、請求に従い、その文書は次に列挙するすべてのもしくは若干の資料を掲載しなければならない、

- a) 申請提出もしくは類似文書の提出の期日、
- b) 当該文書の内容、もしくはその内でなす要求、
- c) 申請もしくは類似文書の進展情況、もしくはその処理の情況、
- d) すでになした決定、もしくはまだしていない決定。

第63条 資料受理権の延伸

1. 第60条から第62条において承認した権利は、自らその要求する資料を知る正当な利益を有することを証明することのできるあらゆる者に及ぼすこととする。
2. 前項で言う権利の行使は、部門の指導者の指示でなし、当該指示は申請書において作成し、申請書は申請人が正当な利益を有することを証明する文書に添付しなければならない。

第64条 開放行政の原則

1. 正当な利益を有することを証明する私人は、行政の書類及び記録を、それと直接に関係ある手続が進行中でない間に、閲覧する権利を有する。
2. 行政の書類及び記録の閲覧は、一般に証明証の発行を通して、もしくは当該書類及び記録の資料の認証されたコピーをつくることにより、行なう。法律が許容するかもしくは権限を有する機関が許可する時は、また保存した文書もしくは記録内の文書を直接に閲覧することも可能である。
3. 説明理由付きの決定を通して、その地区の安全、刑事捜査、個人のプライバシー等の事項と関係ある行政書類や記録の閲覧を拒絶することができる。
4. 遅くとも10日の期間内に利害関係人に関係文書の直接の閲覧もしくは証明の発行もしくはコピーの発行を、確保しなければならない。

第3章 通知

第65条 通知の義務

次に列挙する行政の行為は利害関係人に通知しなければならない、

- a) 利害関係人が提出した要求に対してなした決定の行政の行為に対して、
- b) 義務を課し、拘束もしくは処罰し、又は損失を与える行政の行為、
- c) 権利を行使しもしくは法律の保護を受ける利益を消滅もしくは減少させる行政の行為、又は権利を行使するかもしくは利益の条件に損害を与える行政の行為。

第66条 通知の免除

1. 次に列挙する状況では、上述の行為の通知を免除する、
 - a) 当該行為を口頭で利害関係人になす場合、
 - b) 利害関係人に手続上の何らかの参加を通して、関連行政の行為の内容をすでに完全に知っていることが明らかな場合。
2. 前項の状況下で、通知から起算する期間は、口頭で行った翌日から、もしくは利害関係人が手続に参加した翌日から、進行を開始する。

第67条 通知の内容

通知の中に次に列挙する内容を含まねばならない、

- a) 行政の行為の全文、
- b) 行政手続の当該行為をなした者及び行った日付を含む、識別資料、
- c) 当該行為で提出した不服申立てを審査する権限を有する機関、さらに不服申立て提出の期間、
- d) 当該行為への司法提訴の可否の指摘。

第68条 通知の期間

特別に期間が定められていない時は、行政の行為の通知は8日以内に行わなければならない。

第69条 通知の方式

1. 可能かつ適当な方法で、通知は直接本人に行うか、もしくは機関間の公文書、電報、専用電報、ファックスもしくは電話の方法で行う。
2. 前述のいかなる方法もとることができないことが明らかか、通知を受ける利害関係者が不明か、又は利害関係人の人数により他の通知の方式をとることが不可能な場合は、告示を通常、告示を貼る場所にはり、さらに公告を当地の多くの人々が閲読する2つの新聞—そのうち1つはポルトガル語新聞、別の1つは中国語の新聞—に登載し、なければならない。

第4章 期間及び延期

第70条 一般期間

1. 特別規定がないか、もしくは行政機関が期間を定めない場合は、行政機関は行為の期間を15日とする。
2. 利害関係人が何らかの行為、行為をなすこと、ある措置をとることを促すよう申請すれば、立場を表明すべきことに応答する、もしくは手続の中でその他の権限を行使する期間は15日である。

第71条 期間の計算

期間の計算に次に列記する規則を適用する、

- a) 期間が事件の発生の日から進行が開始するならば、当該日はその内に計算しない、
- b) 期間が連続して進行するならば、手続の有無にかかわらず、期間は進行を開始する、
- c) 期間の末日が部局の公衆に開放しない日であるか、もしくは正常な活動期間が部局の運用日でない場合は、その後の第1の活動日を期間の末日とする。

第72条 延期

利害関係人が外国に居住するか外国に滞在し、法律がこの状況下で所定の期間を考慮しないならば、次に列挙する期間が経過した後に進行を開始

する、

- a) 10日、利害関係人が中華人民共和国が管轄する地方、又は香港に居住するか滞在する場合、
- b) 20日、利害関係人がアジアの外国に居住するか滞在する場合、
- c) 30日、利害関係人がポルトガル、又はアジア以外の外国に居住もしくは滞在する場合。

第5章 手続の進行

第1節 開始

第73条 最初の申請

1. 利害関係人の最初の申請は書面で作成し、次に列挙する内容を記載しなければならない、
 - a) 申請を受理する行政機関の名称、
 - b) 申請人の身分資料、すなわち姓名、婚姻の状況、職業及び住所、
 - c) 請求の基礎となる事実の記述、申請人が関連法律の根拠を記述することが可能な時は、それをも記述する、
 - d) はっきりと明確に請求を指摘する、
 - e) 第89条の規定にもとづく聴聞を要求する時は、それも指摘する、
 - f) 日付及び申請人の署名、もしくは申請人が署名を理解できないか署名することができない時は他の者が代署名する。
2. 1個の申請ごとに1個より多い請求をすることはできない、ただし1つの請求か補充請求の選択に属するならば、この限りではない。

第74条 口頭の申請

法律が口頭で申請をすることを許容する時は、それをひき写して書類の記録をつくらなければならない、その内容は前条第1項a号からd号が指す事項を記載し、日付を明記した後に申請人及び当該請求を受取る行政当局者が署名しなければならない。

第75条 最初の申請の欠陥

1. 最初の申請が第73条の規定に適合しない場合は、申請人は行政機関が指示する最初の申請内に存在する欠陥を補正しなければならない。
2. 利害関係人が損失をこうむることを避けるために、行政当局の機関及び職員は申請内の各種欠陥を補正する方法を設けなければならない、ただし前項の規定に影響しない。

第76条 申請の提出

1. 申請は申請を受理する機関に所属する部門に提出しなければならない。
2. 行政機関へ提出する申請は、郵送の方法で送る、ただし別の規定がある場合は除外する。

第77条 申請の登記及び提出

1. 申請がどのような方法で提出されようとも、申請の提出は登記しなければならない、登記の中には関連の編、番号、日付、申請の対象、添付した文書の数及び申請人の姓名を記入しなければならない。
2. 申請は提出順に登記しなければならない、郵送により同一の配達で受取った申請は、同時に提出したものと見なす。
3. 関連する編、番号及び日付を明記することにより、登記を申請内に記録し、さらに登記を行う行政当局の職員がこれを簡単にかきつけなければならない。

第78条 提出した申請の領収書

1. 利害関係人は提出した申請の領収書の証明の発給を要求することができる。
2. 申請の副本もしくはコピーで領収としてそれを発行することが、当該副本もしくはコピーを申請人がこの目的のため提出する場合、可能である。

第79条 手続の進行と損害を与える問題

1. 必要な資料を調査することにより、行政機関はただちに手続の正常な進行に損害を与える問題、もしくは手続の目的を阻害する決定の問題を、

審理することができる、特に次に列挙する場合に、

- a) 行政機関の無権限、
- b) 申請人が行使したい権利の失効、
- c) 申請人が正当性を有しない、
- d) 請求の時間外の提出。

第2節 臨時措置

第80条 臨時措置の採用可能性

1. 最終決定をなす権限を有する機関が、臨時措置をとらなければ公共の利益に関連して重大なもしくは修復の困難な損害をもたらすことを恐れ、この考えが合理的ならば、手続のどの段階でも、主導的にもしくは利害関係人の申請に応じて、必要な臨時措置をとることを命ずることができる。
2. いかなる臨時措置をとるかのもしくは改訂の決定の命令は、理由を説明しなければならず、さらに当該措置の有効期間を定めなければならない。
3. 臨時措置の廃止も、理由を説明しなければならない。

第81条 臨時措置の失効

特別の規定がある場合を除いて、臨時措置は次に列挙する状況において失効する、

- a) 手続の中で確定的な決定を発表する場合、
- b) 臨時措置に定める期間が経過後、もしくは延長の期間が経過した後、
- c) 法律が最終決定をするのに定めた期間の後、
- d) 期間が定めてなく、手続開始後6ヶ月以内に最終決定を発表していない場合。

第3節 予審

第1分節 一般規定

第82条 予審の指導

1. 決定をする権限を有する機関は予審の指導に責任を負う、ただし組織に関する法規の内に別の規定があるか、又は別の特別規定がある場合は、この限りではない。
2. 決定をする権限を有する機関は、予審を指導する権限をその下部に授権することができる、ただし法律が自ら指導しなければならないと規定する場合を除外する。
3. 予審を指導する権限を有する機関は、下部に特定の予審を行うという措置を交付することができる。
4. 合議機関内では、当該機関の委員に対してもしくは当該機関に属する委員から第2項で言う授権をすることができる。

第83条 証明を要する事実

1. ある事実が手続で公正で迅速な決定をするのに助けとなることを知っているならば、権限を有する機関はこれらの事実を調査する方法を設けなければならない、当該事実の調査のために、法律が許容する一切の証拠方法を使用することができる。
2. 明らかな事実、及び権限を有する機関が職務を執行することにより知っている事実、は証明する必要はないし、陳述する必要もない。
3. 権限を有する機関は手続上、職務の執行において知った事実を提出しなければならない。

第84条 挙証責任

1. 利害関係人はその陳述の事実の証明の責任を負う、ただし前条第1項の規定により課される権限を有する機関の義務には影響しない。
2. 利害関係人は文書や意見書を添付し、もしくは有用な証明の措置をとることを申請し、そのことで決定をなすのに有利な事実を明らかにする、ことができる。

第85条 利害関係人への証拠提出要求

1. 予審を指導する機関は、利害関係人に資料の提供を要求し、そのこと

で他の証拠方法に協力する，ことができる。

2. 利害関係人が資料もしくは証拠を提供することが必要な時は，利害関係人に，書面もしくは口頭の方式で，所定の期間内及び所定の条件下で，資料もしくは証拠を提供するよう，通知しなければならない。
3. 前項のいう命令に従う時，次に列挙する状況が生じた場合は，命令を拒絶することが正当である，
 - a) 職業の秘密保持に違反する，
 - b) 事実を明らかにすることに関して，法律が当該事実をはっきりさせることを禁止もしくは免除する，
 - c) 利害関係人本人，その配偶者，直系親尊族もしくは直系親卑属，兄弟姉妹，又は同等の姻族がなした処罰され得る事実を明らかとする，
 - d) 利害関係人本人もしくは前号で指す者のいずれかに精神上もしくは物質上の損害を生じさせる。

第86条 検査及びその他の措置の進行

1. 検査，検証もしくは他の類似の措置をとることが必要で，それが公共部門自ら直接に行うことが不可能ならば，予審を指導する機関は鑑定人をその為に任命することができる。
2. 前項の規定にもとづき鑑定人を任命する時は，利害関係人は鑑定人を，数は行政当局が任命する人数と同数で指定することができ，さらに疑問を提出するか要点を指摘し，当該鑑定人は意見を表明することができる。
3. 利害関係人が提出した疑問もしくは指摘した要点が，決定にとって不必要であることが明らかならば，又は機密もしくは秘密の事項に属するならば，予審を指導する機関は当該疑問や要点に何らの措置をとる必要もない。

第2分節 意見書

第87条 意見書の種類

1. 意見書を法律に従って要求するか否か，により義務的意見書か任意意

見書かに属する、さらに決定をなす権限を有する機関が関連する結論に伴うか否かに従って、拘束力ある意見書か拘束力のない意見書に属する。

2. 法律が言う意見書は義務的であつ拘束力のない意見書と見なす、ただし別の明文の規定があれば除外する。

第88条 意見書の方式と期間

1. 意見書の中で理由を説明しなければならず、さらに明確かつ明瞭な方式で諮問の中で指摘されたあらゆる問題に結論を下さなければならない。
2. 特別な規定がなければ、意見書は30日の期間内で発行しなければならない、ただし予審を行う権限を有する機関が理由を説明して別の期間を定めた場合は、この限りではない。
3. 義務的かつ拘束力なしの意見書を前項で規定する期間内で発行する時は、手続は進行を継続することができ、当該意見書がなくても手続に対して決定をすることができる、ただし法律が別の明文の規定を有する場合は除外する。

第3分節 利害関係人に対する聴聞

第89条 利害関係人に対する聴聞

1. 予審が完結した後、利害関係人は最終決定をする前に手続の中で聴取を受ける権利を有する、ただし第92条の規定の場合は除外する。
2. 前項で言う権利の行使は、利害関係人が第55条の規定の告知を経て10日以内に申請を提出して行う、もしくは第73条の規定にもとづき最初の申請においてこの意思を有することを明確に指摘して行う。
3. 予審機関は個々の具体的状況で、利害関係人に聴聞は書面もしくは口頭で行うことを決定しなければならない。

第90条 書面聴聞

1. 予審機関が書面聴聞を選択する時は、利害関係人に通知し、立場を表明させるために、期間は10日を下まわらないように与えなければならない。

2. 利害関係人に通知する時は、必要な資料を提供し、決定にとって重要な意義のある事実上もしくは法律上のあらゆる事項を知らせ、さらに公文書を閲覧できる時間と場所を、指示しなければならない。
3. 回答する時に、利害関係人は当該手続の目的を構成する問題に対して立場を表明することができ、さらに補充の措置をとることを申請し、文書を付することができる。

第91条 口頭聴聞

1. 予審機関が口頭聴聞を選択するならば、少なくとも8日前に利害関係人を呼び出さなければならない。
2. 口頭聴聞の時に、決定をなすのに有利な事実上及び法律上のあらゆる事項の問題を審査することができる。
3. 利害関係人が会場に到着していなくとも、聴聞保留の理由を構成しない、ただし聴聞を行う時刻に至る前に欠席に合理的な釈明が提出されれば、聴聞を保留しなければならない。
4. 聴聞の記録を作成する時は、その中に利害関係人がなした陳述を抜書きしなければならない、聴聞を行う時かその後、利害関係人はいかなる書面の陳述を付することもできる。

第92条 利害関係人の聴聞の不履行及び免除

1. 次に列挙する情況において、利害関係人の聴聞は行わない。
 - a) 緊急に決定を行わなければならない時、
 - b) 聴聞が決定の執行もしくは効果に影響を与える見込みがある事に理由が存在する時。
2. 次に列挙する情況において、予審機関は利害関係人の聴聞を免除することができる、
 - a) 利害関係人が決定が重要な問題であり及び提出した証拠について、すでに手続において陳述をしたとき、
 - b) 手続の中で得た資料にもとづき、利害関係人に有利な決定を行ったとき。

第93条 予審員の報告書

予審機関が最終決定を行う権限を有する機関でなければ、報告書を作制しなければならず、その内容は利害関係人の請求を指摘し及び手続の内容の要点を記載し、さらに決定に対する提案をなし、さらにその提案の合理性の事実上及び法律上の理由をかいつまんで説明しなければならない。

第4節 決定及びその他の消滅原因

第94条 消滅原因

手続は最終決定及び本節内で規定する他の事実により消滅する。

第95条 明示の最終決定

明示の最終決定において、権限を有する機関は手続の中で生じ、それまで決定を見ないあらゆる関連問題を解決しなければならない。

第96条 黙示の却下

1. 決定をするために定めた期間内に、権限を有する行政機関が提出された要求に最終決定をしなければ、利害関係人にその要求が却下されたと推定する権能を与え、関連する法定の不服申立ての方法を用い得るようにする、ただし別の規定がある場合は除外する。
2. 前項の言う期間は60日である、ただし特別法で別の規定がある場合は除外する、
3. 特別の規定がなければ、前項で指定する期間は以下で定める日から計算する。
 - a) 法律が準備段階でまだ特別の手続を規定することを決めていなければ、権限を有する部門は申請もしくは請願を受取った日から計算する。
 - b) 法律が上述の手続を完成するために定めた期間が満期となった時から計算する、かかる期間が定めてなければ、要求を提出してのち満3ヶ月から計算する、
 - c) 当該手続が前項の規定に従い適用の期間が満期になる前に完成すれば、当該手続が完成したことを知った日から計算する。

第97条 手続消滅の他の原因

1. 利害関係人が書面申請をして、手続を取消すかもしくは何らかの請求を手放すか、又は権利もしくは法律が保護する利益を放棄すれば、その手続は消滅する。
2. 次に列挙する情況において、決定をなす権限を有する機関は手続の消滅を宣告することができる、
 - a) 手続が利害関係人に帰し得る原因により6ヶ月を越えて進行を停止する、
 - b) 手続が達しようとする目的もしくは決定の目標が不能もしくは無用であることが明らかとなった時。

第98条 費用の不支給もしくは支給

1. 法律が、手続を進める行為が費用を給付するか支払うよう決定することと規定するが、給付しなければならない期間内に費用をまったく給付しないかもしくは支払わなければ、その手続も消滅する。
2. 利害関係人が費用を支給するか支払うために定めた期間が満期になって後10日以内に2倍の金額の未納金を給付すれば、その手続の消滅を阻止することができる。

第4部分 行政活動

第1章 規則

第99条 適用範囲

本章の規定は、公行政当局のあらゆる規則に適用する。

第100条 規則の草案

規則の草案はすべて理由を述べたものを添付しなければならない、その中では有効でかつその事項と関連を有する法律規定及び規則の規定を指示しなければならない、さらにその規則制定の草案の基礎となる研究、意見書、報告及び他の資料を指摘しなければならない。

第101条 廃止する規則

1. 現に有効な法律の執行に必要な規則は、同時に当該規則が規定する事項にまだ新規範を作っていない時は、全体を廃止することはできない。
2. 廃止する規則の中に詳細に廃止する規定を明記しなければならない。

第2章 行政行為

第1節 行政行為の有効

第102条 行政行為の概念

本法の効力のために、行政行為は行政当局の機関の決定を指し、その目的はある具体的情況ごとに、公法の規定にもとづき法律効果を生ずる。

第103条 条件、期限もしくは負担

行政行為は条件、期限もしくは負担を付することができる、ただその条件、期限もしくは負担は法律に反しないこともしくは行為が達しようとした目的に反しないことが必要である。

第104条 行為の方式

1. 行政行為は書面で行わなければならない、法律が他の方式を規定しないことが必要で、もしくはその行為の性質やその行為を行う時の情況に

もとづき、その他の方式を要求しない場合である。

2. ただ法律が明文で規定する時、合議機関の行為は書面で行わなければならない、ただしこれらの行為は会議の記録内に記載しなければならず、そうでなければ効果を生じない。

第105条 対象

1. 行政行為は関連する目的を明確に指示しなければならず、そのことでその法律効果を明確に確定することができる。
2. 行政行為の内では次に列挙する内容を提供しなければならない、ただしその他特別の要求が指示する事項を提供するように影響しない、
 - a) その行為を行う当局を指示,
 - b) 授權もしくは転授權の時に、それを明記する,
 - c) 相手方もしくは各相手方を適切に識別する資料,
 - d) その行政行為を引起す重要な事実もしくは行為の指示,
 - e) 理由を説明することを要求された時に、そうすべき,
 - f) 決定の内容もしくは含意
 - g) その行為を行う期日,
 - h) 行為を行う者の署名、もしくは行為を発する合議機関の委員長の署名。
3. 「アモイ政府公報」において総督が権限を政務司に授与する法規を公布する時は、前項b号が指す事項を記載することは免除する。

第106条 理由説明の義務

1. 法律が特別に理由説明すべきことを要求する行政行為を除いて、次に列挙する行政行為も理由を説明しなければならない、
 - a) 何らかの方式で権利又は法律の保護を受けた利益を全部もしくは部分的に否定、消滅もしくは損害を与える、又は義務、負担もしくは処罰を課すか加重する行政行為,
 - b) 異議の声明もしくは審査請求においてなした全部もしくは部分決定の行政行為,

- c) 利害関係人が提出した要求と全部もしくは部分的に反する決定を行う行政行為,
- d) 意見書, 報告もしくは行政側の提案の内容と全部もしくは部分的に反する決定を行う行政行為,
- e) 類似の状況を解消する時に, 又は同じ原則もしくは法律規定を解釈もしくは適用する時に, 通常とる方法と別に, 全部もしくは部分的な決定を行う行政行為,
- f) 先行するものを全部もしくは部分的に廃止, 変更もしくは中止する行政行為。

2. 試験委員会が行う決議の認可行為, さらに上級の下級に対する活動事項で決定の方式で行う命令は, 理由を説明する必要はない, ただし法律に別の規定がある場合は除外する。

第107条 理由説明の要件

1. 理由説明は決定の事実根拠及び法律根拠に関して簡潔に叙述することを通して, 明示的方法で行わなければならない, 理由説明はまた前に行った意見書, 報告もしくは提案の根拠に賛意を表すことを通してなすことができ, この状況の下で, その意見書, 報告, もしくは提案をその行為の構成部分とすることができる。
2. あいまいで, 矛盾するもしくは不十分な根拠の採用, 又は具体的解釈のできない行為の理由は, 理由説明のないことと同じことである。
3. 同じ性質の事項を解決する時は, 被管理者への保障を減少させないことだけが必要で, 関連する決定の根拠の複製を使用するという機械的方法をとることができる。

第108条 口頭で行う行為の理由説明

1. 第106条第1項に属して会議の記録に登載していない, 口頭で行う行為は, 利害関係人の申請により, 及び不服申立ての目的で, 10日の期間内で書面で理由を説明しなければならず, さらにこの期間内に書留めの公文書の郵送もしくは利害関係人本人への通知の直接の手交を通じて, 全

部の内容を利害関係人に告知しなければならない。

2. 利害関係人が前項で賦与する権能を行使せず、さらにその行為の理由を説明することなくとも損害を生じない時は法効果を生ずる。

第2節 行政行為の効力

第109条 一般規則

1. 行政行為は行った日から法効果を生ずる、ただし法律が遡及効及び延期効を賦与するか、もしくは行政行為がそれ自身で遡及効及び延期効を賦与すれば、この限りではない。
2. 前項の効力のために、行政行為が一旦各要素を備えれば、すでに行ったと見なす、行政行為を行った日から法効果を生ずるために、行政行為を取消し得るに至るどの原因も、その行政行為の完備性を妨害しない。

第110条 遡及効

1. 次に列挙する行政行為は遡及効を有する、
 - a) 前の行為の解釈のみに用いられる行政行為、
 - b) 裁判所が行政行為の取り消しの裁判を執行する行政行為、
 - c) 法律が遡及効を賦与する行政行為。
2. 前項で規定する情況にない時は、行政行為を行う者は次に列挙する情況においてのみ、行政行為の遡及効を賦与することができる。
 - a) 遡及効の賦与が利害関係人に有利で、さらに第3者の権利もしくは法律が保護する利益に損害を与えないとき、ただしその行為の効力が遡及する日に遡及効を賦与することが合理的であるということを証明することが前提である。
 - b) 行政行為の遡及効を賦与することを法律が許容するとき。

第111条 延期効

- 次に列挙する情況において、行政行為は効力発生を延期する、
- a) 行政行為が審査許可もしくは副署を経なければならないとき、
 - b) 行政行為の法律効果が停止効果もしくは停止期限の拘束を受けると

き,

c) 行政行為の性質にもとづきもしくは法律の規定にもとづき行為自身の有効と無関係な要件に適合しなければならない時, その行為は法律効果を生ずる。

第112条 強制的公開

1. 法律が公開を要求する時, 行政行為は公開しなければならない。
2. 法律が行政行為の公開を要求しまだ公開しない時, その行政行為は効力を生じない。
3. 法律が行政行為は公布しなければならないと規定するが, 公布の方式をまだ規範しないなら, 30日の期間の内に「アモイ政府公報」で公布し, 第105条第2項が指す各項の資料を記載しなければならない。

第113条 義務もしくは負担を設定する行為の効力

1. 私人に対して義務もしくは負担を設定ししかも公布する必要のない行為は, その行為を相手方に通知した日から, もしくはその他の方式で相手方かつその行為を正式に知った時から, 法効果を生ずることを始める。
2. 利害関係人が行政手続に参加し, さらにその手続内ですでに完全にその行為の内容を知っていることが明らかならば, すでに正式に知っていると推定する。

第3節 行政行為の不完全な有効

第114条 無効な行為

1. 無効の行政行為は, 何らかの主要な要素を欠く行政行為であるか, もしくは法律が明文で無効に属すると規定する行政行為である。
2. 次に列挙する行為はとりわけ無効の行為に属する,
 - a) 越権の瑕疵ある行為,
 - b) 行為に行った者の所属する法人の職責範囲内に属さない行為,
 - c) 目的が不能, 理解不可能に属するもしくは犯罪を構成する行為,
 - d) 基本的権利の根本的内容を侵犯する行為,

- e) 脅迫されて行った行為,
- f) 絶対的に法定の方式によらずに行った行為,
- g) 秩序を守らないもとで行った合議機関の決議, 又は法定数もしくは法律が要求する多数に達しないで行った合議機関の決議,
- h) 前の取消されたかもしくは廃止された行政行為に伴って生じた行為, ただそれに伴って後に生じた行為は正当利益を有する対立する利害関係人が存在しない場合にのみ維持することが必要である。

第115条 無効の制度

1. 無効を宣告したか否か言うまでもなく, 無効の行為はすべていかなる法律効果も生じない。
2. どの利害関係人もいつでも行政行為の無効を主張することができる, どの行政機関も裁判所も又いつでも行政行為の無効を宣告することができる。
3. 以上の両項の規定は, 時間の経過及び法律の一般原則を原因として妨害せず, 無効の行為の中から派生した事実情況に対して法律効果の可能性を賦与する。

第116条 取消し得る行為

行った行政行為が適用の原則もしくは法律規定に違反するが, この違反に対し取消以外の他の処分を規定していない場合は, その行政行為はみな取消し得る。

第117条 取消しの制度

1. 第122条の規定にもとづき取消得る行為は廃止する。
2. 取消得る行為は, 行政上の司法争訟を規範する法令にもとづき裁判所に訴えることができる。

第118条 追認, 矯正及び転換

1. 無効の行為を追認, 矯正及び転換することはできない。
2. 不完全に有効な行為を廃止する規範を規定し, さらに廃止の期限を規範する規定は, 取消得る行為の追認, 矯正及び転換に適用する。

3. 無権限に属する情況なら、その行為を行う権限を有する機関はその行為を追認する権限を有する。
4. 法定の制度が何の変更の必要も無いならば、追認、矯正及び転換の効力は、追認、矯正及び転換の行為がなされた日に遡及する。

第4節 行政行為の廃止

第119条 廃止の発起

行政行為の廃止は、権限を有する機関が主導的に行うか、もしくは利害関係人が請求し、異議の声明か審査請求の方法で、行うことができる。

第120条 廃止することのできない行為

1. 次に列挙する行為は廃止することはできない、
 - a) 無効の行為
 - b) 司法の争訟を経て取消された行為、
 - c) 遡及効を有する行為により廃止された行為、
2. 失効したか効果が完遂された行為は、遡及効を有する廃止の対象となることができる。

第121条 有効な行為の廃止可能性

1. 次に列挙する情況の他は、有効な行政行為は自由に廃止することができる、
 - a) 法律の拘束を受けて行政行為を廃止することができない、
 - b) 行政行為が権利を設定するか法律が保護する利益を設定するとき、
 - c) 行政行為が行政当局に法定義務を負わせるかもしくは放棄できない権利をもたらすとき。
2. しかしながら
 - a) 権利の設定もしくは法律が保護する利益を設定する行為の中で相手方の利益に不利な部分は、廃止することができる、
 - b) すべての利害関係人が権利を設定したりもしくは法律が保護する利益を設定する行為の廃止に賛同し、さらにその行為が処分できない権利

もしくは利益に関係しない時は、それを廃止することができる。

第122条 取消し得る行為の廃止可能性

1. 取消し得る行政行為の不完全な有効性を根拠とし、さらに関連する司法上訴を提訴する期間の内でのみ、もしくは司法上訴がなされるところで回答が作られる前に、取消し得る行政行為は廃止する。
2. その司法上訴に異なる期間があるならば、最後の満期となる期間を基準とする。

第123条 廃止の権限

1. 行政行為を行う者以外に、関係する上級機関もまた行政行為を廃止する権限を有する、ただその行為が下級の専属権限者に属しないことのみが必要である、ただし上述の状況は特別の規定がある場合は除外する。
2. 授権によりもしくは転授権により行った行政行為は、授権機関もしくは転授権機関がそれを廃止することができる、そしてその授権もしくは転授権が効力を生ずる期間では、授権を得た者もしくは転授権を得た者もまたそれを廃止することができる。
3. 行政監督を受ける機関が行った行政行為は、法律が明文で許容する状況でのみ、監督機関がそれを廃止することができる。

第124条 廃止行為の方式

1. 法律が廃止する行為を規定する方式を採用し、廃止行為を行わなければならない、ただし特別の規定がある場合は除外する。
2. しかしながら、法律が廃止される行為に何の方式も規定しないか、もしくは廃止される行為が行われる時に採用した方式が法律が規定する方式より厳粛であるならば、廃止行為の方式は、その廃止される行為を行う時に使用する方式と同じでなければならない。
3. 廃止の時、廃止される行為が必要とする手続を遵守しなければならない、ただしその手続が達成しようとする目的もしくは存在する理由明示が関連事実状況の再審査を必要としない時、もしくは法律が異なる方式を規定する時は、この限りではない。

第125条 廃止の効力

1. 行政行為の廃止は将来に対して効果を生ずるだけである、ただし以下の両項の規定の状況を除外する。
2. 廃止が廃止される行為の不完全な有効を根拠とするならば、その廃止は遡及効を有する。
3. 次に列挙する状況においては、廃止を行う者はその行為の中にその廃止の遡及効を賦与することができる、
 - a) 遡及効を賦与することが利害関係人に有利である時、
 - b) 各利害関係人がその廃止が遡及効を有することに明確に賛同を表明し、かつその遡及効が処分できない権利や利益に関連しない場合。

第126条 廃止の効力回復の効果

法律もしくは廃止行為が、廃止行為の廃止が効力回復の効果を生ずると明文で規定するならば、その廃止はこの効果を生ずる。

第127条 行政行為の更正

1. 計算上の誤りもしくは行政機関が意思を表明する時に誤りやもれがあり、それが明白であれば、関連する行為を廃止する権限を有する機関は自由にそれを更正することができる。
2. 更生は権限を有する機関が主動的になすことができ、もしくは利害関係人の請求に応じてなさなければならず、遡及力を有し、さらに更正される行為が採用した方式と公開の方法でしなければならない。

第5節 行政行為の執行

第128条 執行力

1. 行政行為は効力を生じた後ただちに執行力を有する。
2. 行政行為によって生じた義務及び制限に対しては、行政当局はその義務の履行及びその制限の遵守の要求を強制することができるが事前に裁判所に助けを求める必要はない、ただしその要求は法律が許容する方式及び方法で行わなければならない。

3. 行政当局は第134条の規定にもとづき、行政行為により生じた金銭債務の履行を要求することができる。

第129条 執行力を有しない行為

1. 次に列挙する行為は執行力を有しない、
 - a) 効力を中止された行為、
 - b) 提起されかつ中止効を有する上訴が対象とする行為、
 - c) 審査許可しなければならない行為、
 - d) 執行力を有する行為を確認する行為。
2. 行政行為を廃止する権限を有する機関、及び法律が賦与する行政行為の効力を中止する権限を得た監督機関は、行為の効力を中止することができる、さらに管轄権を有する裁判所が行政上の司法争訟の法令の規定にもとづき、行為の効力を中止することもできる。

第130条 執行の合法性

1. 公行政当局の機関は事前に行政行為を行わず、私人の権利もしくは法律の保護を受ける利益を制限する事実行為もしくは事実的行動が正当性を備えるようにするならば、その事実行為もしくは事実的行動をすることはできない、ただし緊急避難の情況は除外する。
2. 行政行為を執行する時は、できるだけ行政行為の目標の完全実現を可能とし、さらに私人の権利と利益に少ない損失をなす方法を使用しなければならない。
3. 執行する行政行為の境界を越えて執行する行為もしくは行動には、利害関係人は不服申立て及び司法提訴を提出することができる。
4. 違法な執行上の行為もしくは行動には、司法上訴を提起することができる、ただこの違法性及び執行の行政行為の違法でないものなら効果をもたらす。

第131条 執行の通知

1. 行政執行の決定の実行は、執行開始の前にその相手方に通知しなければならない。

2. 執行の通知、さらに執行力を有する行為の確定の通知は、行政機関は
いっしょに行うことができる。

第132条 禁制の禁止

行政行為の強制執行に対して行政上もしくは司法上の禁制を行うことは許容されない、ただし法律が行政行為の効力を中止することの規定には影響しない。

第133条 執行の目的

執行は一定の金額を交付し、一定の物を交付しもしくはある事実を給付することを目的とすることができる。

第134条 一定の金額の交付の執行

1. 行政行為の効力もしくは公法人の命令にもとづきある公法人に金銭給付を行う時は、税務執行手続を適用しなければならない情況に属するよう
に、権限を有する行政機関はその手続に従わなければならない。
2. 執行が代りができる行為で、その行為が義務者が実行するものでない
ならば、前項が述べる手続によらなければならない。
3. 前項で言う情況で、行政当局が基本的に自ら執行上の行為を直接に実
行するか、もしくは第3者にまかせてその行為をするかを選択しなければ
ならない、一切の費用、損害賠償及び金銭上の処罰は、義務者が責任
を負う。

第135条 一定の物の交付の執行

義務者が行政当局に受取るべき物を交付しない時は、権限を有する機関は必要な措置をとり、行政当局がその物を占有するようにならなければならない。

第136条 ある事実の給付の執行

1. 代替できる事実の給付の執行に属すれば、行政当局は義務者に通知し、
行うべき行為を行うのに都合よいようにし、さらに通知の時にその義務
を履行するのに合理的期間を通知しなければならない。
2. 義務者が所定の期間内に義務を履行しなければ、行政当局は自ら直接

にその執行を実行するか、第3者を通して執行を実行するかを選択しなければならない、この状況では一切の費用、損害賠償及び金銭上の処罰は、義務者が負担する。

3. 法律が明文で規定する場合のみ、市民の基本的権利の尊重及び個人の尊重において、代替不可能な事実の給付の作為義務の履行を個人に直接強制することができる。

第3章 異議声明及び審査請求

第1節 一般規定

第137条 一般原則

1. 私人は本法典の規定にもとづき行政行為の廃止もしくは変更を請求する権利を有する。
2. 前項で承認する権利は、情況に従い、次に列挙する方式で行使することができる、
 - a) 行為者に対して異議声明を提出する、
 - b) 行為者の上級機関、行為者の属する合議機関、もしくは授権者もしくは転授権者、に対して審査請求を提起する、
 - c) 行為者に対して監督権もしくは監視管理権を行使する機関に審査請求を提起する。

第138条 不服申立ての根拠

異議声明及び審査請求は不服申立てをされる行政行為の違法もしくは不当が根拠である、ただし別の規定がある場合は除外する。

第139条 正当性

1. 権利を有する者及び法律が保護する利益を有する者は、行政行為により侵害されたと考えるなら、行政行為に異議の声明もしくは審査請求を提出する正当性を有する。
2. 第53条第2項の規定は異議声明及び審査請求に適用する。

第2節 異議声明

第140条 一般原則

1. いかなる行政行為に対しても異議声明を提出することができる、ただし法律が別に規定する場合は除外する。
2. 前の異議声明もしくは審査請求に対する決定の行為には異議声明を提出することはできない、ただし決定をする義務がありながら決定をしないことを根拠として提出する異議声明ではこの限りではない。

第141条 異議声明の期間

異議声明は次に列挙する時間から15日以内に提出しなければならない、

- a) 関連行為が「アモイ政府公報」に公布しなければならないときは、公布の時から、
- b) 関連行為は公布の必要はないが、その行為を通知したときは、通知の時から、
- c) その他の情況では、利害関係者がその行為を知った日から。

第142条 異議声明の効力

1. 司法上訴できない行為で異議声明を提出すれば、その行為を中止する効力を有する、ただし法律が別に規定するか、その行為を行う者がその行為をただちに執行しなければ、公共の利益に重大な損害を与えると考える場合は、この限りではない。
2. 司法上訴の提起が可能な行為に異議声明を提出しても、その行為を中止する効力を有しない、ただし法律が別に規定するか、もしくはその行為を行う者が職権もしくは利害関係人の請求で、ただちにその行為を執行すれば、その行為の相手方に対して補修不可能なもしくは補修の困難な損害を与えると考える場合は、この限りではない。
3. 利害関係人がその行為の中止を請求するならば、関連書類を、決定を行う権限を有する部署に提出した日から5日以内に、その部署に申請を提出しなければならない。

4. その請求を審査する時は、証拠が利害関係人が陳述する事実が真実の可能性を明らかとしているかを審査しなければならない、そのような証拠があれば、その行為の執行力の中止を命令しなければならない。
5. 以上の各項の規定は、行政裁判所に対して適用する法令の規定にもとづいて、その行為の効力の中止を請求することを妨害しない。

第143条 審査請求の期間

異議声明の提出は審査請求の期間の中止及び中断をしない。

第144条 決定を行う期間

権限を有する機関が異議声明に対して審査及び決定する期間は15日である。

第3節 不服申立て

第145条 対象

他の機関と同級権力の拘束を受ける機関が行う一切の行政行為は、法律がその行政行為に不服申立てを提起する可能性を排除しない場合は、みな不服申立ての対象となることができる。

第146条 種類及び範囲

1. 不服申立ては不服申立てをしようとする行為が司法上訴が不可能か否かで、義務的不服申立てと任意的不服申立てに属する。
2. 提起された不服申立てが目ざす行為が司法上訴が可能でも、不服申立ての中でその行為の違法もしくは不当を審査することができる。

第147条 提起の期間

1. 法律が期間を定めてない時は、義務的不服申立ての提起の期間は30日である。
2. 任意的不服申立ては関連行為のために司法上訴を提起するのに定めた期間の内で提起しなければならない。

第148条 提起

1. 不服申立ての提起は申請書で行わなければならない、不服申立人はそ

の申請書の中で不服申立ての根拠を陳述しなければならず、さらに適当と考える文書をその申請書に付することができる。

2. 不服申立ては行為を行った者の最上級に提出しなければならない、ただし決定する権限をすでに別の機関に授与もしくは転授与した場合は、この限りではない。
3. 不服申立ての申請書は、行為を行う者もしくは不服申立てを受理する当局に提出することができる。

第149条 効力

1. 義務的不服申立ては不服を申立てられた行為の効力を中止する、ただし法律が別に規定するか、もしくはその行為をした者がただちにはその行為を執行しないと、公共の利益に重大な損害を与えると考える場合は、この限りではない。
2. 不服申立てを審査する権限を有する機関は、前項で指す決定を廃止することができる、もしくは行為をなす者が決定をしない時は、その権限を有する機関は決定をすることができる。
3. 任意的不服申立ては不服を申立てられた行為の効力を中止しない。

第150条 対立する利害関係人への通知

不服申立てが提起されると、その不服申立てを審理する権限を有する機関はその不服申立ての理由が成立した時に損害を受けるであろう人に、15日の期間内に、その請求及び請求の根拠について適当と考える事項を陳述するように、通知しなければならない。

第151条 行為する者の参与

1. 前条で指す通知をした後、もしくは通知をする必要がない場合、不服申立てをした後、ただちに15日の期間がただちに進行を開始するか、もしくはその期間の中で、不服を申立てられた行為を行う者はその不服申立てで立場を表明しなければならず、さらにその不服申立てをその不服申立てを審理する権限を有する機関に送付する。
2. 対立する利害関係人が提出に反対せず、かつその手続内で提出した資

料がその不服申立ての理由が成立することを十分に証明する時は、その不服申立ての対象の行為を行った者は不服申立て人の請求に従い、その不服申立ての対象の行為を廃止もしくは変更し、又は別の行為でその行為に替えることができる。

第152条 不服申立てに対する受理拒絶

次に列挙する状況では、不服申立ての受理を拒絶しなければならない、

- a) 不服申立てが無権限の機関に提起したとき、
- b) 不服申立てをできない行為に不服申立てを提起したとき、
- c) 不服申立て人が正当性を備えないとき、
- d) 不服申立てを期間内に提起しないとき、
- e) その他の不服申立ての審理を阻害する理由が生じたとき。

第153条 決定

1. 不服申立てを審理する権限を有する機関は、不服申立て人の請求を拘束もしくは確認もしくは廃止する不服申立ての対象の行為を受理しないことはできない、ただし法律が規定する例外の状況は除外する、例えば不服申立てをされる行為をなす者の権限が専属の権限でなく、つまり不服申立てを審理する権限を有する機関がさらにその行為を変更、もしくは別の行為でそれに替えることもできる場合。
2. 行政手続が取消することができる状況ならば、不服申立てで決定を下すことのできる機関はその行政手続を全部もしくは一部取消ことができ、さらに新たに予審を行うか補足の措置をとることを決定できる。

第154条 決定をする期間

1. 法律が別に期間を定めない時は、手続に関連して不服申立てを審理する権限を有する機関に送付してから30日以内に、不服申立ての決定をしなければならない。
2. 再び予審を行うかもしくは補足措置をとらなければならないなら、前項で指す期間は最長90日まで延長する。
3. 以上両項が指す期間を経ても決定しない時は、不服申立ては黙示的に

却下されたと見なす。

第4節 不真性不服申立てと監督審査請求

第155条 不真性不服申立て

1. ある機関が同一の法人に属する別の機関に監視管理権を行使し、両者が行政の等級関係を伴わない時は、その監視管理権を行使する機関に対して提起する不服申立ては、不真正不服申立てと見なす。
2. 法律が明文で規定する場合は、合議機関のどの構成員が行う行政行為にも、関連する合議機関に対して不真正不服申立てを提起することができる。
3. 不服申立てを規律する規定は、必要なすり合せを経た後に、不真正不服申立てにも適用する。

第156条 監督審査請求

1. 監督審査請求の対象は監督もしくは監視管理を受ける公法人が行う行為である。
2. 法律が明文で規定する場合だけ、監督審査請求を行うことができる、監督審査請求は任意的であるが、別の規定がある場合は除外する。
3. 法律が行政行為の適当性に対して監督を行うなら、審査請求される行為の不当のみを監督審査請求の根拠とすることができる。
4. 法律が代替権の監督に権力を賦与する時だけ、その権力の範囲内で、上訴された行為を変更もしくは代替することができる。
5. 不服申立てを規律する規定において監督審査請求自体の性質と抵触せず、さらに監督される実体の自主性が尊重されねばならないことと抵触しない部分で、監督審査請求は適用する。

第4章 行政契約

第157条 行政契約の概念

1. 行政契約は1つの合意であり、この合意にもとづき行政法律関係を設

定、変更もしくは消滅させる。

2. 次のものは行政契約に属しない，
 - a) 公共工事請負契約，
 - b) 公共工事特許契約，
 - c) 公共事業特許契約，
 - d) 博彩経営特許契約，
 - e) 供給継続契約，
 - f) 直接公益に労務を提供する契約。

第158条 行政契約の使用

行政機関は所属の法人の職責を貫徹する時に、行政契約を結ぶことができる、ただし法律の規定もしくは設定しようとする関係の性質から行政契約を結ぶことができないときは、この限りではない。

第159条 行政当局の権力

法律の規定もしくは契約の性質から次に列記する行為をすることができない場合を除き、公行政当局は次のことをすることができる、

- a) 一方的に給付の内容を変更することができ、ただ契約の目的及び財政の平衡を尊重することを要するだけである、
- b) 給付実行の方式を指揮する、
- c) 公共の利益にもとづきかつ適切に理由を説明して、一方的に契約を解除する、ただし合理的な損害賠償の支給には影響しない、
- d) 契約の方式に監察を実行する、
- e) 契約を実行しないものに処罰を科す。

第160条 契約の形式

本法典の行政手続に関する規定は、適当な組み合わせの後、行政契約の形成に適用する。

第161条 共同の契約締結者の選択

1. 私人が共同して行政職責を正常に履行する契約では、公開競争入札、制限的公開競争入札もしくは直接の交渉を通して、共同で契約を締結す

- る人を選ばなければならない、ただし特別の制度がある場合は除外する。
2. 法律が定める一般の要件に適合するあらゆるものは、みな公開競争入札に参加することができる。
 3. 行政当局が各状況で特別に定めた要件の内容に適合し、又は公共により締結した契約人により制限的競争入札に参加することを要請したものは、制限的競争入札への参加を受入れることができる。
 4. 直接交渉の前に、一般に最少で3個のものがまず引合いをしなければならない。

第162条 競争入札の免除

1. 行政契約は一般にまず公開競争入札を経た後に締結しなければならない。
2. 次に列挙する場合は、公開競争入札を免除することができる、
 - a) 契約の価額が法律が定める限度より低く、権限を有する機関が適切な説明理由をつけて決定すれば、それを免除することができる、
 - b) 契約の価額が法律が定める限度を越え、権限を有する機関が説明理由をつけて提案を行い、その提案が上級機関もしくは監督機関の明確な賛同を得れば、それを免除することができる。
3. 公開競争入札を免除すれば、制限的競争入札を行わなければならない、ただし制限的競争入札も免除した時は、前条第4項の規定に従わなければならない。
4. いかなる場合も、公開競争入札、制限的競争入札及び直接交渉の進行もしくは免除は、公共支出を実現する規範の規定を遵守して行う。

第163条 契約の方式

行政契約は書面で締結しなければならない、ただし法律が他の方式を別に規定する場合を除外する。

第164条 契約の不完全有効の制度

1. 行政契約中の意思の缺欠及び瑕疵、さらに行政契約の無効と取消しには、「民法典」の法律行為の対応する規定を適用する、ただし次の項の規

定は除外する。

2. 行政行為が無効もしくは取消可能で、対象及びその行為の対象が同じで、さらに同一の状況に対しての規範とその行為をなす者が同一の行政契約は、また無効もしくは取消可能である。

第165条 意見を表示する行為

1. 契約の条項が解釈する行政行為、もしくは契約の条項が有効か否かの意見を発表する行政行為は、不確定で執行力を有しない、それ故共同で契約を締結する人の同意を得てなければ、行政当局は管轄権を有する裁判所に訴訟を提起することを通して、その主張する効果を得ることができきる。
2. 前項の規定は、民法中の双務契約の一般規定を適用することを妨げない、ただし各契約締結者がその規定を適用しないことを明確に表示すれば、この限りではない。

第166条 給付の強制執行

1. 行政裁判所を通して、まだ履行していない契約上の給付を強制執行することができる、ただし法律が別の規定をする場合は除外する。
2. 契約上の給付を履行せずに、裁判所が、私人の性質で共同で契約を締結した人がある事実を給付するか一定の物を交付すべき、と判決すれば、行政当局は確定的で執行力を備えた行政行為を行い、行政の方法でその判決の強制執行をすることを促進することができる。

第167条 自願仲裁

法律の規定にもとづき仲裁を行うことが許される。